

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」の一部改正

平成 27 年 7 月 16 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 14 条 (略)</p> <p><u>(インフラ投資信託のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分)</u></p> <p>第 15 条 <u>規則第 29 条第 15 号に規定するインフラ投資信託のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産の種類とする。</u></p> <p><u>(1) 株式 (インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則 (以下、「インフラ投信等規則」という。)) 第 3 条第 6 項第 1 号に規定するものを除く。以下同じ。)</u> <u>及び投資証券 (インフラ投信等規則第 3 条第 6 項第 6 号に規定するものを除く。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) 株式及び投資証券以外の有価証券</u></p> <p><u>(3) 信用取引に係る有価証券</u></p> <p><u>(4) 特定取引及び為替予約取引</u></p> <p><u>(5) その他特定資産</u></p> <p><u>(インフラ投資法人のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分)</u></p> <p>第 16 条 <u>前条の規定は、規則第 34 条第 15 号に規定するインフラ投資法人のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分すべき資産の種類について準用する。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>附 則 この改正は、平成 27 年 7 月 16 日から実施する。</p>	<p>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 14 条 (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(同 左)</p>